平成２８年（再イ）第８２号
兵庫県姫路市北平野奥垣内３番30号
再生債務者　北川　誠二
1　決議に付する再生計画案　平成29年３月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年４月６日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年４月13日まで
平成29年３月16日　神戸地方裁判所姫路支部
平成２８年（再イ）第１９号
鳥取県鳥取市行徳１丁目231番地　サーパス明徳通り806号
再生債務者　中尾　慈順
1　決議に付する再生計画案　平成29年３月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年４月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年４月７日まで
平成29年３月17日　　鳥取地方裁判所民事部
平成２８年（再イ）第５１号
岡山県倉敷市児島下の町４丁目14番41号
再生債務者　髙尾　幸平
1　決議に付する再生計画案　平成29年３月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年４月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年４月７日まで
平成29年３月17日
岡山地方裁判所第３民事部
平成２８年（再イ）第２０号
宮崎市城ケ崎４丁目１番地18　リバーサイドマンション106号
再生債務者　茂苅　一寿
1　決議に付する再生計画案　平成29年３月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年４月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年４月14日まで
平成29年３月17日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第３２号
山梨県中央市下河東3016番地１
再生債務者　立川　裕隆
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成29年３月13日
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２８年（再イ）第５４７号
東京都大田区大森中２―15―５―302
再生債務者　釣船　哲郎
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成29年３月16日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第３号
大阪府岸和田市小松里町2007番地オデオンⅡ407号
再生債務者　植山　智史
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年４月12日まで
4　一般異議申述期間　平成29年４月19日から平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
平成２９年（再ロ）第９号
大阪府東大阪市弥生町２番50―310号
再生債務者　門谷　信夫
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年４月13日まで
4　一般異議申述期間　平成29年４月17日から平成29年５月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１００４７号
東京都町田市小山町925―１　ヒクロジオンⅡ　101
再生債務者　成田　友一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年３月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月16日
東京地方裁判所民事第20部
平成２８年（再ロ）第２号
松江市南平台９番34号
再生債務者　佐藤　清治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年３月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月17日　　松江地方裁判所民事部

教育職員免許状取上げ処分公告

次の教育職員免許状の取上げ処分を行った。
平成29年３月28日　　神奈川県教育委員会
1　取上げ処分を行った免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者
⑴　中学校教諭一種免許状、保健体育、平26中１第1456号、平成27年３月31日、東京都教育委員会
⑵　高等学校教諭一種免許状、保健体育、平26高１第1761号、平成27年３月31日、東京都教育委員会
2　処分年月日　平成29年３月２日
3　処分事由　教育職員免許法第11条第３項
4　処分の対象となった者の氏名及び本籍地
茂木　浩太　東京都

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はＺ、丙、丁、戊及びこの権利義務全部を承継して存続しＺ、丙、丁、戊及びこは解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年三月二十一日
掲載頁　八十七頁（号外第五十五号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年三月二十一日
掲載頁　八十六頁（号外第五十五号）
(丙)(戊)(己)　ともに
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年三月二十一日
掲載頁　八十五頁（号外第五十五号）
(丁)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年三月二十一日
掲載頁　八十六頁（号外第五十五号）
平成二十九年三月二十八日
岩手県盛岡市緑が丘四丁目一番五〇号
(甲)　株式会社アステム
代表取締役　柳川　純二
岩手県盛岡市緑が丘四丁目一番五〇号
(乙)　株式会社アステティ
代表取締役　柳川　純二
岩手県盛岡市緑が丘四丁目一番五〇号
(丙)　株式会社エヌ・ピー・シー
代表取締役　柳川　純二
東京都千代田区一番町二二番地二
(丁)　株式会社新栄ＦＸ
代表取締役　柳川　純二
岩手県花巻市南城三一番地一
(戊)　株式会社アステイクエスト
代表取締役　柳川　純二
岩手県盛岡市緑が丘四丁目一番五〇号
(己)　株式会社新栄パリュー
代表取締役　柳川　純二

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしました。
合併は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に定めるところに基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を行い、甲及び乙は平成二十九年五月二日をもって効力発生日とする吸収合併契約を締結しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　金融商品取引法による有価証券報告書提出済
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年七月二十九日
掲載頁　一四頁（号外第一六九号）
平成二十九年三月二十八日
東京都渋谷区渋谷一丁目一七番八号
(甲)　日本エンタープライズ株式会社
代表取締役　植田　勝典
東京都渋谷区渋谷一丁目一七番八号
(乙)　株式会社ＨｉｇｈＬａｂ
代表取締役　植田　勝典